

# 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

コンプライアンス推進委員会

## 第1章 研究活動の基本方針

### (趣旨)

第1条 この規定は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、京都医療科学大学における公的研究資金およびこれに準ずる研究資金の取り扱いに関わる不正行為防止体制の構築および適正な管理を行うための基本方針を定めるものである。

### (目的)

第2条 この規定は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

### (対象者)

第3条 本規定の対象は次の者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 専任教員
- (2) 事務職員

### (対象者の遵守事項)

第4条 対象者は次を遵守すること。

- (1) 不正行為をしない。
- (2) 不正行為に加担しない。
- (3) 第三者に不正行為をさせない。
- (4) 不正行為を知ったとき、速やかに不正行為通報窓口へ報告すること。
- (5) 専任教員は実験報告書等の内容や経過がわかる書類（以下「研究ノート」という。）を作成、保管すること。
- (6) 責任体制および職務は「公的研究資金の管理規程」を遵守すること。
- (7) 経理取扱では「公的研究資金の管理規程」を遵守すること。
- (8) 資金経理に関する帳票は、研究終了日の属する年度終了後から5年保存する。

### (特定不正行為)

第5条 研究活動における不正行為（以下「特定不正行為」という。）とは、故意又は研

研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ることによる次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動で得られた結果等を真正でないものにする事。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示をせずに流用すること。
- (4) 二重投稿：他の学術雑誌等既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作権が適正に公表されないこと。
- (6) 利益相反
- (7) 前各号に掲げる行為を証拠隠滅又は立証妨害すること。
- (8) 研究活動に著しく反すること。
- (9) 研究資金を偽りその他不正の手段により研究資金を受給すること。
- (10) 研究資金を本来の用途以外の用途に使用すること。
- (11) 虚偽の請求に基づき研究資金を支出すること。
- (12) その他法令などに違反して研究資金を支出すること。
- (13) 本学で定める諸規程に違反して、または違反した方法で研究資金を使用すること。

(研究者の責務)

第6条 雇用され研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者」という。）は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究データ等の保管・開示)

第7条 研究によって生じる生データ、電子情報、試料・試薬等（以下「研究データ等」という。）、研究ノートの保管期間は、研究終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれかの遅い時期から、電子情報及び研究ノートは10年間とする。その他の研究データ等は5年以内とする。

2 研究者は研究データ等、電子情報及び研究ノートを速やかに開示できる状態で適切に保管・管理を行う。

3 開示の必要性及び相当性が認められる場合は、速やかに開示しなければならない。

4 研究者が退職、他機関への異動等（以下「退職等」という。）した場合は、退職後もその責務を負うものとし、研究データ等、研究ノートを退職時1か月前に統括管理責任者に提出しなければならない。

5 退職者の電子情報及び研究ノートの保管期間は、退職時から10年間とする。その他の研究データ等は5年以内とする。また、これらで示されないデータはコンプライアンス推進責任者に相談する。

6 統括管理責任者は、退職者の研究データ等、電子情報及び研究ノートを施錠可能な

部屋で速やかに開示できる状態で適切に保存・管理し、最高管理責任者の指示で開示する。

(研究倫理教育・研修)

第8条 最高管理責任者は自らも含み「公的研究資金における不正防止行為等の管理体制」に定めた統括管理責任者の以下らが、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知するとともに、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修の機会を定期的に設ける。なお、当該研修の企画、運営についてはコンプライアンス推進委員会に行わせる。

- 2 本学指定の研究倫理教育の教材は「研究倫理教育e ラーニング (APRIN e ラーニングプログラム)」とする。
- 3 研究倫理教育の定期開催は2年に一度とし、時期は適時別途定める。
- 4 受講修了証を公的研究資金の事務担当者に提出する。
- 5 公的研究資金の事務担当者は研究倫理教育の教材や研修会等の受講修了証を保管する。なお、保管期間は在職中および退職時から10年間とする。
- 6 新専任教員は、速やかに研究倫理教育を受講し、2回目以降は研究倫理教育の定期開催で受講する。
- 7 他に所属する研究協力者、研究支援人材に関する研究倫理教育は、所属機関が発行する修了証を公的研究資金の事務担当者に提出する。
- 8 他に所属する研究協力者、研究支援人材に関する研究倫理教育を未受講の場合は、本学指定の研究倫理教育の教材「研究倫理教育e ラーニング (APRIN e ラーニングプログラム)」を受講して、受講修了証を公的研究資金の事務担当者に提出する。
- 9 学部学生は研究倫理における規範意識を徹底する。

## 第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第9条 本学を統括し、公的研究資金の運営・管理について最終責任を負う。

- 2 前項の任に当たる者を本学学長とする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の責務を追行するにあたり、必要に応じて、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正行為の事実が確認できたときには、関係者の処分など必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第10条 最高管理責任者を補佐し、公的研究資金などの運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- 2 前項の任に当たる者を事務局長とする。

- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、前々項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、経理事務責任者、研究を行おうとする者（以下、研究者という）に指示を与えるものとする。
- 5 統括管理責任者は、本学における公的研究資金の適正な運営・管理並びに不正行為の防止のために、不正防止計画に基づき職員等に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。
- 6 統括管理責任者は、定期的に不正防止計画の実施状況を点検しなければならない。
- 7 統括管理責任者は、公的研究資金の経理事務責任者を定めて公的研究資金の保管、経理処理及び調達品の検収を統括させなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

- 第11条 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、運営・管理について実質的な責任を負う。
- 2 前項の任に当たる者をコンプライアンス推進委員長とする。
  - 3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - 4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - 5 コンプライアンス推進責任者は、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（コンプライアンス推進副責任者）

- 第12条 コンプライアンス推進副責任者コンプライアンス推進責任者を補佐し、責任者に事故ある時はその業務を代行する。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進委員会副委員長および事務課課長とする。

（研究倫理教育責任者）

- 第13条 研究倫理教育責任者は、コンプライアンス推進委員会委員長とし、研究倫理の向上及び不正防止運営体制図に定めたコンプライアンス副責任者、公的研究資金の経理事務責任者、事務課課長の以下らが責任をもって研究活動の実施・管理、特定不正行為の防止のために指揮する。
- 2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に定期的に倫理規範の修得等をさせるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施する。
  - 3 研究倫理教育には、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の研究者らの役割分担・責任関係の明確化、利益相反の考え方、守秘義務等、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。
  - 4 研究倫理教育責任者は、共同研究における当該部局の個々の研究者等がそれぞれ

の役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該部局に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促す。

- 5 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等が実現できる環境の整備に努めなければならない。

(公的研究資金の経理事務責任者)

第14条 公的研究資金の経理事務責任者は、公的研究資金の保管、経理処理及び調達品の検収を統括する。

- 2 公的研究資金の経理事務責任者は、公的研究資金の執行状況を検証し、計画どおりに進捗しているかを統括管理責任者に報告しなければならない。

- 3 公的研究資金の経理事務責任者は、計画が著しく遅れている場合には、統括管理責任者と連絡を取り、研究代表者及び最高管理責任者に改善策を講じるよう提言しなければならない。

- 4 公的研究資金の経理事務責任者は、事務課課長とする。

(研究者及び事務職員の責務)

第15条 研究者及び事務職員は、公的研究資金を適正に使用及び管理するとともに、不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者及び事務職員は、この規程及びこの規程に基づく統括管理責任者の指示に従わなければならない。

- 3 研究者及び事務職員は、統括管理責任者が実施する不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。

- 4 研究者及び事務職員は、不正の事実確認調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

### 第3章 告発の受付

(不正行為通報窓口)

第16条 特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口を不正行為通報窓口(以下「不正行為通報窓口」という。)として、学長室に設ける。

- 2 不正行為通報窓口は、告発又は相談があったときは、速やかに最高管理責任者に報告する。

(告発、相談)

第17条 告発は頭名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等で扱う。

- 2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されてい

るものに限り取り扱う。

- 3 匿名による告発の場合は最高管理責任者が認めた場合に限り取り扱う。
- 4 郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名である場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
- 5 告発の事案が、他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。
- 6 告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

#### (相談の対応)

- 第18条 告発の意思を明示しない不正行為通報窓口への相談については、最高管理責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について不正行為調査部門を行うことがある。

#### (報告)

- 第19条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に報告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

### 第4章 関係者の取扱い

#### (秘密保持)

- 第20条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知ることのできた秘密をもらしてはいけない。退職後も、同様とする。
- 2 その事案の、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査過程について調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、職員、学生等も同様とする。

#### (例外的公表)

- 第21条 本学は、調査事案が何らかの事由により漏えいした場合（告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。）は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

#### (告発者の保護)

第22条 本学は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第23条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第24条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第25条 最高管理責任者は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等の対応)

第26条 研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が提示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

## 第5章 調査

(事案の調査)

第27条 研究者に係る特定不正行為の告発があった場合（他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。）は、原則として、告発された事案について調査を行う。

2 複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。

3 研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。

4 本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知

し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。

- 5 前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関（以下「配分機関」という。）にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。
- 6 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

#### （予備調査）

第28条 告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査は、最高管理責任者が指名する者で組織する予備調査委員会が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。

#### （予備調査委員会）

第29条 予備調査の実施を決定したときは、組織する予備調査委員会が行う。

- 2 予備調査委員会は、予備調査委員会は、特に必要があると認めるときは、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 3 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

第1号 コンプライアンス推進責任者

第2号 最高管理責任者が指名する役職員 2名以上

- 4 予備調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 6 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、速やかに、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行う。
- 7 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。
- 8 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る予算を配分機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。



10 第6項及び第7項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、最高管理責任者が行う。

(本調査)

第30条 最高管理責任者は、前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省はじめ関係省庁にこの旨を報告する。

2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併て当該機関に通知するものとする。

3 本学は、前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから、調査中における一時的執行停止の措置をとることができる。

(本調査委員会)

第31条 本調査の実施を決定したときは、組織する本調査委員会が行う。

2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。

3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

第1号 コンプライアンス推進責任者

第2号 最高管理責任者が指名する役職員 3名以上

第3号 外部有識者 3名以上

4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。

5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

8 本調査委員会は、第40条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日を持って任務を終了する。ただし、不服申し立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を最高管理責任者に行ったときに任務を終了するものとする。

(本調査委員会委員の通知)

第32条 最高管理責任者は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第33条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

る。

- 2 最高管理責任者は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

#### (調査方法)

- 第34条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。
- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
  - 3 第1項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
  - 4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。
  - 5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
  - 6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
  - 7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

#### (資料等の保全等)

- 第35条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。
- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。
  - 3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、最高管理責任者が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

#### (被告発者の説明責任)

- 第36条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第37条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を行ったときは、直ちに最高管理責任者に認定結果を報告しなければならない。

(認定の判断基準)

第38条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第30条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討するものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定するものとする。
- 4 被告発者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。）も前項と同様とする。

## 第6章 通知

(調査結果等の通知等)

- 第39条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定したものを含む。以下同じ。）に通知し、報告内容に不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定した内容を含めなければならない。
- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、前2項に定めるもののほか、当該事案に係る配分機関及び文部科学省をはじめ関係省庁に当該調査結果を報告するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
  - 5 最高管理責任者は、告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。

（不服申立て）

- 第40条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を最高管理責任者に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

（不服申立ての審査）

- 第41条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
  - 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者（以下「本調査委員会等」という。）は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。
  - 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
  - 5 本調査委員会等は、第3項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求めるものとする。
  - 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに最高管理責任者に報告する。
  - 7 本調査委員会等は、第5項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね50日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 9 本学は、不服の申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

- 第42条 最高管理責任者は、第34条第1項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省はじめ関係省庁に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前条第4項及び第5項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省はじめ関係省庁に報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、前条第7項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省はじめ関係省庁に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第43条 最高管理責任者は、本調査委員会の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
  - 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
    - (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
    - (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
    - (3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発は認定した理由、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
  - 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により最高管理責任者が特に必要があると認めるときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(配分機関への通報)

第44条 前項調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画などを含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

## 第7章 措置および処分

(特定不正行為認定後の措置)

- 第45条 特定不正行為認定後、最高管理責任者は特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学研究者の場合は、本学就業規則学校法人島津学園就業規則第7章表彰及び懲戒に準じて、必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否か意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
  - 3 不正行為に関わった業者とは、相談中を含め全ての取引を停止する。

(研究費の使用中止)

- 第46条 最高管理責任者は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者にただちに命ずるものとする。

(悪意に基づく告発者への措置)

- 第47条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であっても、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

(措置の解除等)

- 第48条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支給停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を

回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(是正措置等)

第49条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、是正措置等を行った際は、内容を該当する資金配分機関及び文部科学省はじめ関係省庁に対して報告するものとする。

(雑則)

第50条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規定は、平成20年12月25日から施行する。

改定A：この規定は、令和元年8月1日から施行する。(全面改定)